

学術情報流通改革検討特別委員会設置要項

平成21年6月19日
国立大学図書館協会
第56回総会

1. 目的

学術雑誌・電子ジャーナル等の学術情報の円滑、安定的な収集、提供、保存を図るため、学術雑誌・電子ジャーナル等の新たな契約モデルの構築及び学術情報流通の改革等の諸課題について検討する。

2. 事業内容

- (1) 学術雑誌・電子ジャーナル等の収集・提供に関する諸課題への対応
新たな電子ジャーナル契約モデル等の構築及び出版社との協議
各会員館における電子ジャーナル・電子ブック等契約状況の調査
- (2) 学術情報流通の改革に関する調査研究
オープンアクセス等の学術情報流通の改革に関する調査
学術情報流通における大学及び大学図書館の役割に関する調査
- (3) 関係団体、機関との連携・協力

3. 構成

- (1) 委員長は、会長をもって充てる。
- (2) 委員については、別に定める。
- (2) 委員会に、具体的な事業を遂行するため小委員会等を置くことができる。
小委員会等の組織及び任務については、別に定める。

4. 期間

特別委員会は、設置後2年を限度とする。ただし、その時点で理事会においてそれまでの活動状況を評価し、その後の対応すべき課題を明確にした上で、総会の審議を経て、1年単位で延長することができる。